

ただし書き許可対象一覧表（別表）

令第7条	処理施設の種別	工業専用地域（東部）	工業地域 工業専用地域（西部）	準工業地域
1号	汚泥の脱水施設	処理能力30m ³ 超/日		処理能力10m ³ 超～30m ³ /日
2号	汚泥の乾燥施設	処理能力20m ³ 超/日		処理能力10m ³ 超～20m ³ /日
	（天日乾燥）	（処理能力120m ³ 超/日）		（処理能力100m ³ 超～120m ³ /日）
3号	汚泥の焼却施設（ばい焼）	処理能力10m ³ 超/日		×
4号	廃油の油水分離施設	処理能力30m ³ 超/日		処理能力10m ³ 超～30m ³ /日
5号	廃油の焼却施設（ばい焼）	処理能力4m ³ 超/日		×
6号	廃酸又は廃アルカリの中和施設（特）	処理能力60m ³ 超/日		×
7号	廃プラスチック類の破砕施設	処理能力6t超/日		処理能力5t超～6t/日
8号	廃プラスチック類の焼却施設（ばい焼）	処理能力1t超/日		×
8号の2	木くず又はがれき類の破砕施設	処理能力100t超/日		×
9号	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設（特）	処理能力4m ³ 超/日		×
10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設（特）	処理能力6m ³ 超/日		×
11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設（特）	処理能力8m ³ 超/日		×
11号の2	廃石綿等（特）又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	処理能力を有する全てのもの（東海岸町及び船出以外は×）		×
12号	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設（特）	処理能力0.2t超/日		×
12号の2	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設（特）	処理能力0.2t超/日		×
13号	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設（特）	処理能力0.2t超/日		×
13号の2	産業廃棄物の焼却施設（ばい焼）	処理能力6t超/日		×
令第5条	ごみ処理施設（ごみ焼却場を除く）	処理能力5t以上		×

* 1 表中の×は不可を示す。

* 3 各覧中の(特)は、特別管理産業廃棄物を示す。

* 2 各覧中末尾の(ばい焼)は、ばい焼施設を示す。

* 4 表中の西部、東部とは、別図に定める地域区分をいう。

説明

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境にかかる被害を生ずる恐れがある性状を有する物として政令で定めるもの。

特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境にかかる被害を生ずる恐れがある性状を有する物として政令で定めるもの。

ばい焼とは、鉍石などをその融点以下の高温度に加熱して科学的、物理的变化を起こさせる操作をいう。

ばい焼施設とは、現行の廃棄物処理施設としては、水銀またはその化合物を含む汚泥をばい焼し、水銀を蒸発させ回収する施設をいう。